



議長に上田議員、副議長に新宮議員が就任

平成27年8月18日の臨時会において、議長に上田浩志議員、副議長に新宮康史議員が就任しました。



上田浩志 議長

このたび歴史と伝統に輝く第7代八幡浜市議会議長に選任いただきました。誠に光栄であり、その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

不易流行という言葉がございます。変えてはならないものを受け入れる冷静さと変えるべきものを変えていく勇気が必要であり、その見きわめをする確かな目を持ち、全力投球で市政に臨むことをお約束致します。市民の皆様におかれましては、市議会に対し、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新宮康史 副議長

このたび議員皆様からの推挙により八幡浜市議会第8代副議長に就任させていただきました。身に余る光栄と感激いたしますとともに、責任の重大さを痛感いたしております。

市議会として、議会が公正かつ円満に運営されますよう融和に努めるとともに、市民目線できちっと是々非々で市政のほうに取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導・ご協力をお願い申し上げます。

市政をただす 一般質問



今定例会では、6人の議員が一般質問に立ち、市長はじめ関係理事者の考え方をたしました。

質問及び理事者答弁は質問者本人が要約したものです。

なお、掲載は質問順、一般質問の詳細につきましては、会議録に掲載しています。

一般質問者			
No	質問者	No	質問者
1	河野裕保	4	石崎久次
2	樋田都	5	遠藤素子
3	西山一規	6	岩淵治樹

会議の詳しい内容を知るには

本会議の内容をそのまま記録した文書として会議録があります。

会議録は、議会事務局、市立図書館、中央公民館、中央公民館保内別館で、ご覧になることができます。また、市議会ホームページ上でもご覧になれます。



河野裕保議員

質問事項

- 1 教育行政等について
- 2 乳児遺体遺棄事件に係る、行政介入の限界及び情報収集能力・分析等について

教育長の教育観・国家観・世界観・歴史観について

問 教師は、偏った思想信条を排し、政治的中立性を要求される。教育長においては教師に比べ、より普遍的で深化した教育観・世界観等により、教育行政を推進する立場にある。トップとしての信条、大局観は。

答 教育観を中心に3点述べる。まず、徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する。2番目に、発達段階に応じた人間としての基礎基本を身につけ、自然や社会、集団との関わりを学ばせている。3番目は、先人や高齢者に対する尊崇の念や感謝の心を育み、郷土の発展に努める子どもの育成が、国家と社会の有為な形成者となる第一歩である。このことが教育者としての本懐であり、教育観の中心を成すものである。

全国学力・学習状況調査について

問 平成14年4月から、新学習指導要領により、公立学校の週5日制が導入された。これにより学習内容も削減され、授業時間も減ってきた。知識偏重から、生きる力を大切に「ゆとり教育」へシフトし、その結果「学力低下」を招いたと言われている。本市はどうか。

答 ゆとり教育と学力低下の因果関係は、本市独自の分析を行っておらず、はっきりした答えは出せない。が、学力低下に繋が

加熟する全国学力テストについて

問 全国学力テストは、平成19年度から全国一斉に、小学校6年生、中学校3年生の全員を対象に実施されている。43年ぶりに復活した学力テストは、大阪府・静岡県の両知事の言動を見るまでもなく、都道府県間の競争を激化させている。ゆとり教育から一転して熾烈な学力至上主義的現状を、当局とどのように認識し、その対策はどうか。

答 本件について、愛媛県教育委員会が、5カ年計画で全国10位以内の数値目標を掲げている。このことで、県の教育行政が学力偏重に大きく舵を切ったかのような印象を与えるが、学力は生きる力の1要素であり、順位や点数に翻弄されることなく、子どもたちに学びを保障し、向き合いながら可能性を引き出すことが教育の本質である。

全国学力テストの本市のランクについて

問 平成26年度の愛媛県下各教育委員会における本市の平均正答率は、小学校7位、中学校5位である。順位を上げるための方策は。

答 各学校において、学力向上の課題と手立てを明確にして、教員が取り組む指標を設定し、学力向上を図っている。



樋田都議員

質問事項

- 1 魅力ある子育てサービスの充実について
- 2 安心・安全なまちづくりについて
- 3 市民総ぐるみのイベントの開催とあり方について

魅力ある子育てサービスの充実について

問 産前、産後の新米ママへ、経験豊かな家事の代行ができる、子育ての大先輩である「大きいかあさん」の知識や手助けを提供する子育て支援サービスの展開をしてはどうか。

答 妊娠中や産後の代行、育児の援助等のサービスについては、担い手の確保、安全性の確保、運営体制、料金設定等の課題があり他市の状況等も参考にして検討したい。

問 不妊治療への愛の手に取り組む考えはどうか。

答 少子化対策として、特定不妊治療と言われる体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを諦めるケースも少なくない。平成28年度から助成事業に取り組み、妊娠を望む家族の経済的な負担の軽減を図りたい。

安心・安全なまちづくりについて

問 災害の少ない当市での避難対策はまだ十分ではない。若い職員を地域に配置し、温度差のある自主防災会と地域の特色に合った避難体制をつくり、減災に向けて取り組む考えはないか。

答 市職員は、災害の発生が予想される場合には、市全域の災害対策に当るため、自主防災組織（98組織）においては地域内に

密着した組織として、指導力を持つ人材育成を図っていただきたい。市としては特性を生かした取り組みについて平成20年に設立された自主防災連絡協議会と連携を図り、充実強化に努める。

問 老朽化が進んでいる市営住宅の耐震化の進捗状況と住民の命を守る事前の対策はどうか。

答 木造住宅は入居者がいなくなった段階で用途廃止とし、非木造住宅は順次耐震診断を行い、補強工事を行っていく。木造住宅に居住しておられる方から非木造住宅に転居したい等の相談には乗っていききたい。

市民総ぐるみのイベントの開催のあり方について

問 合併10周年第45回花火大会の開催は壮大ですばらしく、当市の真夏の風物詩として大勢が喜び合うひとときである。いろいろな課題があるが、どのように認識し、来年度へ引き継ぐのか。

答 フェリー・桟橋移転による打ち上げ場所の位置の問題や交通混雑、交通規制等の問題があるが、実行委員会で議論していきたい。今年にはスポンサー席については、優待者の人数枠を増やし、ふるさと納税寄附者への優待席の案内も引き続き行った。市観光物産協会等との情報交換をより緊密に行い、よりよい大会になるよう努めたい。



西山一規議員

質問事項

- 1 台風被害と今後の防災について
- 2 八幡浜市の景観計画と町並み保存について

台風被害と今後の防災について

問 先日8月25日に九州に上陸した台風15号による八幡浜市の対応状況と、被害状況はどうか。

答 大雨洪水警報と同時に災害対策本部を設置、市内24箇所避難所開設した。通行止めや人的被害は無い。

問 現在の川の石湾は、南西からの強風により、本町・赤網代地区の防波堤で波しぶきが立ちやすくなっている。塩害を防ぐために、波消しブロック等の設置が必要であると考えますが、どうか。

答 平成11年度に県による護岸補強工事が実施された。飛沫の飛散には地理的条件や風向などが大きく影響するため、実際の状況を調査・把握したうえで県と協議のうえどのような対策が可能であるか検討する。

八幡浜市の景観計画と町並み保存について

問 八幡浜市景観計画・景観条例に従った市からの指導勧告の実績は。

答 当市では景観法に基づき平成23年3月に景観計画を策定。景観計画区域内に建築物を建築する際には届け出を義務づけ、大規模な建築物では色彩を制限している。平成24年4月1日の八幡浜市景観条例施行後行為届出が49件、大規模建築による事前協議が3件あり、事前協議の中で指導・修正

を求めている。

問 八幡浜市景観条例は現存建物に対して何らかの効力があるのか。

答 直接の効力は無い。

問 現在、町並みを形成する歴史的建造物の中で、個人所有のものが多数存在する。そのような建造物の保存・活用について、市としてはどのように取り組んでいるのか。

答 日土小学校の保存・再生により大きな価値を生み出し、旧白石和太郎洋館の用地購入・改修、トイレの建築により保存・活用を進めている。個人所有の建造物は、どうにか残せないかというお願いしかできないのが現状。最終的には所有者の意向によるため市としては限界を感じている。町並みの形成上どうしても残すべき重要建造物は地元と協力しながら、市での購入も検討すべきと考える。

問 他市では、建物の所有者と、それを活用したい人との橋渡しを行っていたり、消防法などの法律の特例を活かせるよう条例を定めたりしているところもあるが、八幡浜市としてはどうか。

答 市としても検討していきたい。

要望 歴史的建造物は八幡浜市民の財産であり観光資源である。今ある宝を磨き活かすことに取り組んで頂きたい。



石崎久次議員

質問事項

- 1 青少年の健全育成について
- 2 果樹産業のさらなる発展について
- 3 伊方原子力発電所の安全性について

青少年の健全育成について

問 不登校になってくる児童、生徒に対して具体的に、どういう取組、対応をしているのか。

答 不登校になっている小学生はいない。中学生では3人いるが、いじめが原因とは捉えていない。不登校の理由は複雑な要因が絡み合っており、教育支援室を設ける。そのため本年より、教育支援室を設ける。そのための臨床心理士等もおられるので、学校からは逐一自由に相談にも来てもらっている。支援室のほうから学校へ向かっている。

伊方原子力発電所の安全性について

問 再稼働をした場合、国の最終処分場のスケジュールでは、実施見込み年数は20年となっているが、伊方原子力発電所3号機の燃料プールが満杯となるのは8年程度と記憶しているが間違いはないか。

また、それからはどうなるのか。

答 使用済み燃料の貯蔵には約8年余裕がある。四国電力によると、乾式キャスプによる貯蔵についても将来における有効な手段と考え、種々の技術的な検討を行っている。

問 最終処分場が出来るのに20年以上必要だという事だが、伊方原子力発電所の使用済み燃料プールが後8年ぐらい。それでは、

8年を経過した際の伊方原子力発電所はどうなるのか。

答 最終的に国において最終処分場の場所が決まらねばならず、なおかつ六ヶ所村の中間処理がいつぱいになってきたときに伊方もいつぱいになっておれば自動的に、もし他の何か新しい技術が開発されてない限りは、その段階でしばらく発電は中止せざるを得なくなるような状況もあり得るのかと思う。(仮定の話として)基本的には国において、きちんとそういう対策をすべき。

問 原子力災害に対する避難計画において、苛酷事故になった際の避難計画であるので、事故が起きる前に放射能被害に遭わぬよう計画を決定すべきではないか。

答 避難計画は八幡浜市だけで完遂するものではなく、愛媛県、また避難先の松山市、そういったところとも連携をとっていかねばならない。今後どのような避難行動が一番いいか、そういった関係団体とも一緒になって協議を進めたい。



遠藤素子議員

質問事項

- 1 憲法・地方自治法を活かした市政に
- 2 伊方原発3号機の再稼働は当市として認めない意志の表明を

憲法、地方自治法を活かした市政に

問 日本国憲法の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原則としているが、現政権は、国民多数の声を無視し、憲法の解釈を一内閣が勝手に変えるなどして、国会は、大揺れに揺れている。

八幡浜市はどうか。

問 部長制が敷かれて5年近くになる。それによって権力が集中し、ものが言いにくい状況があるのではないかと聞く。

部長制の成果及び問題点を聞きたい。

答 複数の課で調整しながら問題を解決する案件が多いので、広い視野に立つて部長が調整できることは大きい。また、市の3役と部長による庁議で重要事項の協議を行い、部内協議で、各課長に伝達することにより、全体の把握、事務処理の迅速な執行につながる。本来なら、他の部署においても部長を配置したいが、最小限の配置にとどめているため、今後の課題である。

問 人材育成、特に、女性の幹部は育っているか。

答 女性の幹部は欲しいが、年齢的な人員構成の難しさがあって、まだ、成り立っていない。これから養成していきたい。

伊方原発3号機の再稼働は当市として知事への了承の回答を撤回し、認めない意思の表明を

福島のような原発事故が起これば、誰も本当の責任はとれない。四国では、もう3年9か月近く原発ゼロは現実となっている。このまま廃炉にすることが、市民を守る最も確かな道だ。なぜそれを主張しないのか。

答 現在直ちに廃炉にすべきと主張するつもりはない。

問 高浜原発の再稼働差し止めを認めた福島地裁の決定は、憲法の理念に立って、人間の尊厳、人格権が最高の価値を持つ。電力を生み出すための一手段たる経済活動の自由は、人格権の中核部分より劣位に置かれると宣言した。すなわち、経済的な利益より、人の尊厳、命や健康が優先するという立場から、原発事故の具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象であり、操業は決して安全とは判断できないとした。伊方にも、そっくり当てはまると思うがどうか。

答 福井地裁の判決は一つの結論ではあるけれども、それとは別の結論もある。

問 川内原発では逆の判決が出たが、鹿児島地裁はなお書きで、社会的合意が大事と言っている。世論調査では、再稼働反対が多数である。知事への了承回答は議会への報告もなく事後報告であった。議会軽視であり、撤回を求める。

答 事後報告とは思っていない。



岩淵治樹議員

質問事項

1 伊方発電所に関する説明会について

伊方発電所に関する説明会について

事前に資料を送付できなかったのか。

開催の設定・調整に時間を要し、十分配慮できなかった。

参加の学識経験者のリストの公表がで
きなかったのはなぜか。

外部からの圧力がかった事例があつたので、当初の段階では公表を控えた。

専門的な内容を参加者が理解し、再稼働の賛否を決められたのか疑問だ。分かりづ
らかったとの声が半数近くあるが。

説明会以外でも情報があるのでご理解
していただいたと思う。

出席者の内訳と人数、男女比は。

5日が有識者39名、議員15名、6日は
有識者46名、議員15名、傍聴者はそれぞれ
11名、9名。女性は有識者で4名、6名。

傍聴者の募集で呼びかけの方法は。会
場は旧市内の方が良かったのでは。

市のホームページと記者クラブへの投
げ込みを行なった。会場は、駐車台数の確
保、説明者の控室の有無でゆめみかんに決
めた。

市外からの参加希望者を断ったのはな
ぜか。

他の市町村でもやっていないし、そも
そも市外の方を対象にするつもりはなかつ
た。

危険性が高く、処理費用もかかる原発

はベースロード電源として最もふさわしく
ないと思うが。

規制基準に合った原発はそれなりの合
理性がある。方向性として原発併用で脱原
発を目指すべきと考える。

たった59名の参加者の意見では民意を
反映しているとは思えないが。

アンケートの結果は、ニュアンスの違
いも考慮した。主要な団体の代表者の知識
と責任で良識ある意見をいただいた。

9月2日の意見書提出は非常に性急で、
市議会にも前の日に、内容も知らせず明日
提出とだけ発表した。今からでも遅くない、
取り下げる気持ちはないか。

取り下げるつもりはない。

あえて採った記述方式だが、再稼働の
賛否を数値化するのは無理だと思うが。

記述から概ね賛成、やむを得ないと言
う全体の傾向があったと判断した。

6月議会の請願書否決をもって市議会
の再稼働容認とするのは暴論だ。この結果
は再稼働には関係ないと市長自身明言して
いた。市民に対し不誠実なのは。

記者からの質問に答えたまで。その時
点ではこの議決だけで再稼働容認はしない
といった。1年4か月かけた議決を尊重し
たという事だ。

総務委員会報告

樋田 都 委員長

請願第21号、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の策定中止を求める意見書採択についての請願について

この請願は不採択となったが、請願の審査における主な反対意見は、

今の国際情勢では平和憲法を主張しているだけでは国は守れない。この安保法案は日本の平和が脅かされる場合に必要最低限の武力で守るということであり、決して戦争をするための法案ではない。日本の独立を守るためにも主体性の保持のためにも絶対この安保法制は必要である。との意見があった。

また、主な賛成意見としては、

戦後70年、これまで日本が他国と戦争を行わなかったのは憲法第9条、戦争の放棄によるものであり、これと非核3原則により日本の平和が守られてきた。この平和を80年、100年と続けていくべきである。との意見があった。

請願第22号、伊方原発を再稼働させないことを求める請願について

この問題は約一年半に渡り総務委員会では審査しており、6月議会で市民の意見を集約しないまま採決に至ったことを反省している。再度、この請願を審査するにあたり、より慎重に審査をしていく必要があることから、閉会中の継続審査としたいという意見があった。賛否を諮ったところ可否同数となり、委員長は裁決により、この請願は

閉会中の継続審査とすることとした。

請願の審査における、主な賛成意見は、市長の判断は市民の意見を集約できておらず性急である。反対の意見も多くあり、そういった市民の声を消してしまうのは市議会議員として心苦しい。そういった声を届けたいという思いがある。との意見があった。

主な反対意見としては、

市長の判断は間違っていない。早く運転して欲しいという意見も多く寄せられており、代替エネルギーの問題も含めて20%のベースロード電源として維持していく必要がある。

また、伊方原発があったからこの地域はここまで発展してきた。地域への経済効果は大きい。との意見があった。

*本会議において、継続審査否決により
審議未了

議案第67号、八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の制定について

実証実験運行を行っていた双岩地区に加え、津羽井・高野地・古谷地区が新たな運行区域であるが、公共交通機関がなくて不便な地域は他にもあるので、高齢者等の利便性向上のため、運行区域の拡大についても前向きに検討してはどうか。

この事業の導入に当たっては、地元の方々に利用してもらう必要があるため、地元にご協力をいただきながら、意向や需要を把握したいと考えている。今回導入する運行地域以外でも、公共交通機関が整備されていない地域があることは承知しており、地元の要望があれば検討していきたい。

民生文教委員会報告

佐々木 加代子 委員長

白浜保育所民営化事業委託料について

説明 これは、白浜保育所運営業務の民間委託について、優先交渉権者である「社会福祉法人和泉蓮華会」と8月25日に基本契約を締結したため、それに向けた引き継ぎ保育の事業費である。

また、今後は、来年4月からの運営開始に向け、10月から引き継ぎ保育を行い、市の保育方針や運営方法を習得して、子どもたち自身にも、慣れ親しんでもらい、スムーズに移行できるようにしたいと考えている。

問 現在の白浜保育所の正規職員については、市の別の保育所に移ると思うが、臨時職員については、そのまま残ることは可能か。

答 最終的には個人の選択になるが、事業者側もできるだけ事業者側の正規職員として雇用したいという考えであり、その処遇に関しても基本的には、今の市と同等の条件を提示したいという説明を受けている。

要望 白浜保育所周辺は、車が大変混雑する時間帯もあり、以前から事故を大変心配している。民営化に伴って、想定外のこと此起彼伏かもしれないため、隣接地に駐車場用地を確保できるように、努力してほしい。

答 この問題には以前から大変苦慮しているため、できるだけ早く確保できるように進めていきたい。

平成27年度八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

問 平成27年度決算で赤字にならないために、運営協議会の答申を受けて国保税率を上げたが、今年度の国保の見込みはどうか。

答 今回の改正後、今現在7月診療分までしか請求はきていないが、医療費的にはそれほど減っていない。決算の見通しは、現時点では、今後の状況による。

問 医療費を抑えるために、慢性疾患等の予備軍の方に対して、指導等の対応をしていると思うが、効果はどうか。

答 現在、市立病院に受診されている国民健康保険の患者さんで、人工透析間近であったり、早く指導にあたらなないと深刻な事態になる恐れのある方に対しては、保健師・看護師が連絡をとり、保健指導をしている。具体的には、食生活で塩分を控えてもらうことなどを本人が理解して、納得して生活習慣を変えて頂けるように指導している。

また、その効果については、現時点では追究できていないが、そういった方々の人数を減らす取り組みをしている。

要望 入院中であれば、食事療法によりかなりの改善が期待できるが、一度退院してしまうと、また元の生活習慣に戻ってしまう可能性が高いため、今後は退院された方に対して、食事のアドバイスなどの指導を徹底してほしい。



産業建設委員会報告

平家 恭治 委員長

みかんの里宿泊・合宿施設の設置及び管理に関する条例の制定について

問 条例中にある「利用者」とは「施設管理者」のことを意味し、月額16万円の使用料とは施設管理者に対してのものか。

答 利用者とは施設管理者のことで、この施設の目的が農業支援と農家支援のため、JA西宇和に管理をお願いしたいと考えている。したがって使用料も施設管理者に対するものである。

問 学生等も施設を利用できるとのことだが、利用したい場合には、JA西宇和に申し込みをすればいいのか。

また、施設名はもつとスマートな名称にならなかったのか。

答 利用したい場合は、JA西宇和に申し込むことになる。しかし、使用目的が農業以外の場合には、一度、JA西宇和から相談いただくことにしたい。

施設名については、親しみやすい愛称のような形にしてはどうかという意見もあるため、今後検討したい。

問 何名の宿泊者を予定しているのか。また、宿泊者の駐車場はどのように考えているのか。

答 今年11月の第1期供用開始で32名、来年の第2期工事で52名、計84名の収容計画となっている。

また、駐車場については、第1期正面駐車場だけでとし、第2期で人数が増えた場合、学校利用状況や地元の方と相談し、グ

ランド内の駐車について判断したい。

ーターン就農促進事業補助金について

問 既に補助金の対象となるような取り組み実績はあるのか。

答 現在、真穴地区で4名のIターン希望者が研修済みで、更に11月にも移住して農業をやってみたいという夫婦が短期研修に来る予定となっている。

問 この事業には非常に期待しているが、今後の促進計画はどうなっているか。

答 Iターンの定着には、希望者の農地と住居の確保が必要と考えている。支援チームを組織する地域で農地と住居のお世話もしていただきながら、みかんの里宿泊施設を使った研修などの受け入れ態勢を整備し、希望者が増えることを願っている。

また、昨年、農協と愛媛県八幡浜支局が中心となって「西宇和みかん支援隊」を立ち上げ、年間5回程度、東京、大阪でPR活動を行っており、既に二組の実績もあげている。

市民スポーツパークCコート改修工事費について

問 市民スポーツパークにあるCコートにダッグアウトを新設することだが、国体に整備するのか。

答 国体のソフトボールでは、A・Bコートを使用すると聞いている。Cコートについては、面積が狭いため、主にスポーツ少年団が使用しており、現在Cコートだけダッグアウトがなく、今回新設したい。

説明 ソフトボールだけでなく、マウンテンバイクの観覧席としても利用できるよう配慮し、周辺の緑になじむよう木造のダッグアウトにしたいと考えている。

8月臨時会 審議結果

番 号	件 名 (摘 要)	審議結果
報告第16号	専決処分の報告について(愛宕山トンネル内において発生した追突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告
報告第17号	専決処分の報告について(訴えの提起について)	原 案 承 認
報告第18号 ～21号	専決処分の報告について(訴えの提起について)	報 告
報告第22号	宇和海文化都市開発株式会社の経営状況について	報 告
議案第60号	八代中学校本校舎耐震改修建築主体工事請負契約の締結について	原 案 可 決
議案第61号	愛宕中学校第1校舎耐震改修建築主体工事請負契約の締結について	原 案 可 決
議案第62号	平成27年度八幡浜市一般会計補正予算(第2号)	原 案 可 決
選挙第1号	市議会議長の選挙 上田浩志	投 票
選挙第2号	市議会副議長の選挙 新宮康史	投 票
選任第1号	常任委員会委員の選任	原 案 否 決
選挙第3号	南予水道企業団議会議員の補欠選挙	指 名 推 選

9月定例会 審議結果

番 号	件 名 (摘 要)	審議結果
報告第23号	専決処分の報告について(保証債務金等支払請求に係る和解について)	報 告
報告第24号	平成26年度八幡浜市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
認定第1号	平成26年度八幡浜市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	継 続 審 査
認定第2号	平成26年度八幡浜市水道事業会計決算の認定について	継 続 審 査
認定第3号	平成26年度市立八幡浜総合病院事業会計決算の認定について	継 続 審 査
議案第63号	平成26年度八幡浜市水道事業剰余金の処分について	原 案 可 決
議案第64号	八幡浜市公共下水道保内浄化センターの建設工事委託に関する協定について	原 案 可 決
議案第65号	八幡浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決
議案第66号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原 案 可 決
議案第67号	八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の制定について	原 案 可 決
議案第68号	八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決
議案第69号	みかんの里宿泊・宿舎施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原 案 可 決
議案第70号	八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決
議案第71号	平成27年度八幡浜市一般会計補正予算(第3号)	原 案 可 決
議案第72号	平成27年度八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決
議案第73号	平成27年度八幡浜市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決
議案第74号	平成27年度八幡浜市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決
議 長 発 議	決算審査特別委員会設置の件	原 案 可 決
請願第21号	集团的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の策定中止を求める意見書採択についての請願	不 採 択
請願第22号	伊方原発を再稼働させないことを求める請願について	審 議 未 了
請願第23号	避難計画の実効性が確保されるまで、伊方原発3号機の再稼働を行わないことを求める意見書採択を求める請願	審 議 未 了
報告第25号	専決処分の報告について(市営住宅滞納家賃の支払請求に係る和解について)	報 告
報告第26号	専決処分の報告について(愛宕山トンネル内において発生した追突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告
委員会提出 議案第2号	八幡浜市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原 案 可 決
選挙第4号	南予水道企業団議会議員の補欠選挙	指 名 推 選
選挙第5号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	指 名 推 選
議員提出 議案第3号	四国電力伊方発電所3号機の早期再稼働を求める決議について	原 案 可 決
	議会閉会中における継続審査について(請願第22号 伊方原発を再稼働させないことを求める請願について)	原 案 否 決
	議会閉会中における継続審査について(請願第23号 避難計画の実効性が確保されるまで、伊方原発3号機の再稼働を行わないことを求める意見書採択を求める請願)	原 案 否 決

各議員の議案に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。
そのほかについては全員賛成で可決されました。

8 月 臨 時 会

議 席		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
議 案 番 号	氏 名	西山一規	佐々木加代子	竹内秀明	岩淵治樹	平家恭治	河野裕保	石崎久次	樋田都	新宮康史	上田浩志	井上和浩	遠藤素子	宮本明裕	山本儀夫	大山政司	萩森良房	
	議案の可否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
議案第60号	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議 長	○	○	×	○	○	○	
議案第61号	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	×	○	○	○	○
選任第1号	否	○	×	×	○	×	×	○	○	×		×	○	×	○	○	○	×

9 月 定 例 会

議 席		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
議 案 番 号	氏 名	西山一規	佐々木加代子	竹内秀明	岩淵治樹	平家恭治	河野裕保	石崎久次	樋田都	新宮康史	上田浩志	井上和浩	遠藤素子	宮本明裕	山本儀夫	大山政司	萩森良房	
	議案の可否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第65号	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議 長	○	×	○	○	○	○	
議案第68号	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	×	○	○	○	○	○
議案第71号	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	×	○	○	○	○
請願第21号	否	×	×	×	○	×	×	○	×	×		×	○	○	×	○	○	×
議員提出議案第3号	可	—	○	○	—	○	○	—	—	○		○	—	○	—	—	—	○
請願第22号	否	○	×	×	○	×	×	○	○	×		×	○	×	○	○	○	×
請願第23号	否	○	×	×	○	×	×	○	○	×		×	○	×	○	○	○	×

[○：賛成 ×：反対 —：退席 上田浩志議長は採決に入っておりません]

[請願22号、23号については、議会閉会中における継続審査に関する可否]

編集後記

出た、出た！温泉♨️
北浜で進めてきた温泉掘削事業で、深度950メートルの鉱泉から、温泉法に基づく19の成分のうち、複数で基準値以上の温泉成分が確認されました。

泉質は、炭酸水素・アルカリ性で、強茶褐色の植物由来の有機物が溶け込んだモール泉と思われます。同泉だと、中四国初となるそうです。

モール泉と認められた場合には、その特徴を生かした素晴らしい施設が出来、市内外からの集客に役立つ事を期待しています。

竹内秀明

《議会だより編集委員会》

委員長 竹内秀明
副委員長 西山一規
委員 佐々木加代子

委員 平家恭治
委員 河野裕保
委員 岩淵治樹
委員 新宮康史
八幡浜市議会事務局
TEL(代) 22-3111